

名古屋市と株式会社メルカリとの 連携と協力に関する協定書

名古屋市（以下「甲」という。）と株式会社メルカリ（以下「乙」という。）は、以下のとおり連携と協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の緊密な連携協力により、それぞれの資源及びネットワークを有効に活用することにより、市民サービスの向上、廃棄処理量の削減及び循環型社会の形成に資することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携協力する。

（1）リユース活動の促進を通じた循環型社会の形成に関すること。

（2）その他、甲及び乙で合意した本協定の目的に資する事業に関すること。

2 前項に定める事項の具体的な内容及びその実行方法等については、甲及び乙で協議の上、別途定めるものとする。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができるものとする。

4 本協定に基づく活動に要する費用は、原則として当事者各自の負担とする。

（確認事項）

第3条 甲及び乙は、本協定の締結が、甲が乙以外の者と連携し協力すること、並びに乙が甲以外の地方公共団体と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定に関連して知り得た他の当事者の秘密（その当事者が秘密として指定した情報及び客観的な状況に照らしてその内容上秘密として扱われるべきことが明らかである情報をいう。）を、本協定上必要な範囲においてのみ使用するものとし、本協定の目的以外に使用し又は第三者に開示し又は漏えいしてはならないものとする。ただし、次の各号に掲げる情報は秘密情報から除外するものとする。

（1）開示時に公知であった、又は、開示後に秘密情報を受領する当事者（以下「受領当事者」という。）の責によらず公知となったもの。

（2）開示時に、受領当事者が既に適法に保有していたもの。

（3）開示後に、受領当事者が、正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく、適法に入手したもの。

（4）受領当事者が、開示当事者の秘密情報に関係なく独自に開発、又は発明したもの。

(5) 事前に開示当事者の承諾を得たもの又は法令により開示を求められたもの。

2 甲及び乙は、本協定が第6条に定める有効期間の満了後3年間、本条に定める秘密保持の義務を負う。

(個人情報等の取扱い)

第5条 甲及び乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、名古屋市個人情報保護条例（平成17年条例第26号）その他個人情報の保護に関する各種法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、その締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに、いずれの当事者からも書面による反対の意思表示がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間延長され、以後も同様とする。

(協定の変更及び解除)

第7条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲及び乙の協議により、本協定の内容の変更又は解除を行うものとする。

2 甲及び乙は、甲及び乙のいずれかが、法令又は本協定の趣旨に反する行為を行ったと認めた場合には、違反当事者以外との協議により、本協定を解除することができる。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が誠実に協議し、解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年6月5日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
名古屋市長 河村 たかし

乙 東京都港区六本木6丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー
株式会社メルカリ
代表取締役社長 山田 進太郎